

令和2年8月7日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

愛知県緊急事態宣言の発出に伴う感染防止策の徹底について

日頃は、本市の障害福祉行政の推進及び新型コロナウイルス感染症拡大防止にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染者の増加を受けて、令和2年8月6日付で愛知県緊急事態宣言が発出されたところです。

つきましては、各事業所におきましても、感染拡大防止について下記のとおり取組み、今一度、感染防止策の徹底をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後にも必要に応じて最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

記

(1) 保護者への協力依頼について

別添の保護者向け文書「新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします」につきまして、事業所内に掲示又は保護者に配布するなど、周知につきご協力をお願いいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応等

愛知県作成の「緊急事態宣言県民・事業所の皆様へのお願い」をご確認いただくとともに、引き続き下記の通知文等によりご対応いただきますようお願いいたします。

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」
（令和2年4月7日付・厚生労働省通知）
- ・「放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針」
（令和2年5月20日付・名古屋市子ども青少年局通知）
- ・「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等の報告について（依頼）」
（令和2年8月4日付・名古屋市子ども青少年局通知）

(3) その他、緊急事態宣言の発出を受けた対応

各事業所の職員に対しても同様に、愛知県緊急事態宣言を受けた対応や感染・濃厚接触・PCR検査受診時等の速やかな報告等を徹底するとともに、感染予防のため適切な行動をとられるよう周知を図ってくださいますようお願いいたします。